



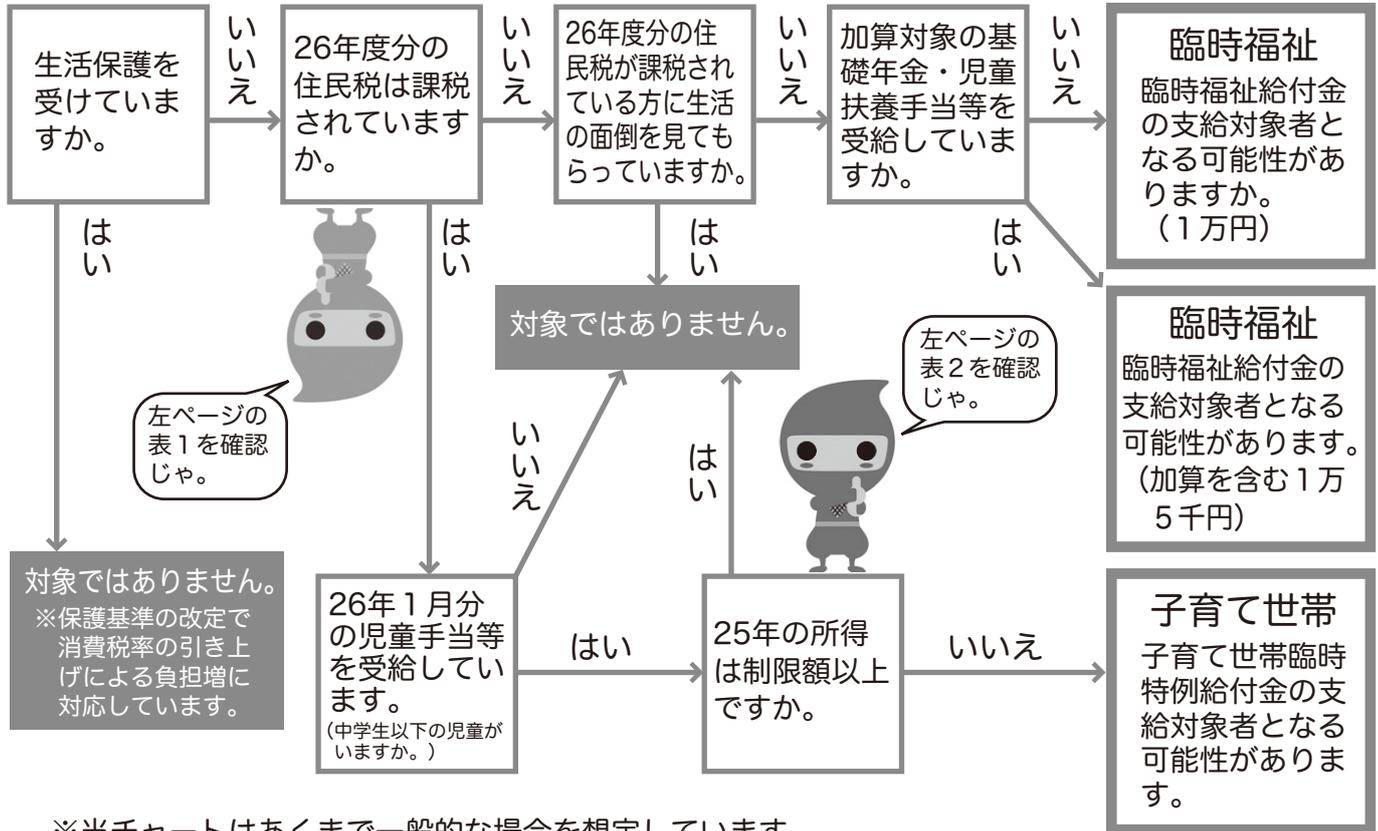
お知らせします。2つの給付金。



消費税引き上げによる景気への影響を緩和するため、2つの給付金（臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金）を支給します。給付金の申請時期は、7月下旬を予定しています。詳細は広報ちくじょう7月号でお知らせします。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

○給付金の申請に関するお問い合わせ：築上町役場 56-0300

- ・臨時福祉給付金：税務課 町民税係（内線212）
- ・子育て世帯臨時特例給付金：福祉課 子育て支援係（内線240）

○給付金制度に関するお問い合わせ：厚生労働省

2つの給付金専用ダイヤル

0570-037-192

みな いいきゅうふ

ホームページ

2つの給付金 検索



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐欺”にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専門電話（#9110））に御連絡ください。

臨時福祉給付金

支給要件

○支給対象者

平成26年分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 - ・生活保護の受給者である場合など
- は除きます。

○支給額

・1人につき10,000円。下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）	区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
夫婦	137.8万円		65歳未満 98万円
夫婦子1人	168万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦子2人	209.7万円		65歳未満 147万円

確認じゃ



フクシカクニンジャ

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
ただし、

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - ・生活保護の受給者となっている児童 など
- は除きます。

○支給額

・対象児童1人につき10,000円

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875.6万円
夫婦子1人（2人）	917.8万円
夫婦子2人（3人）	960万円

確認じゃ



コソダテカクニンジャ